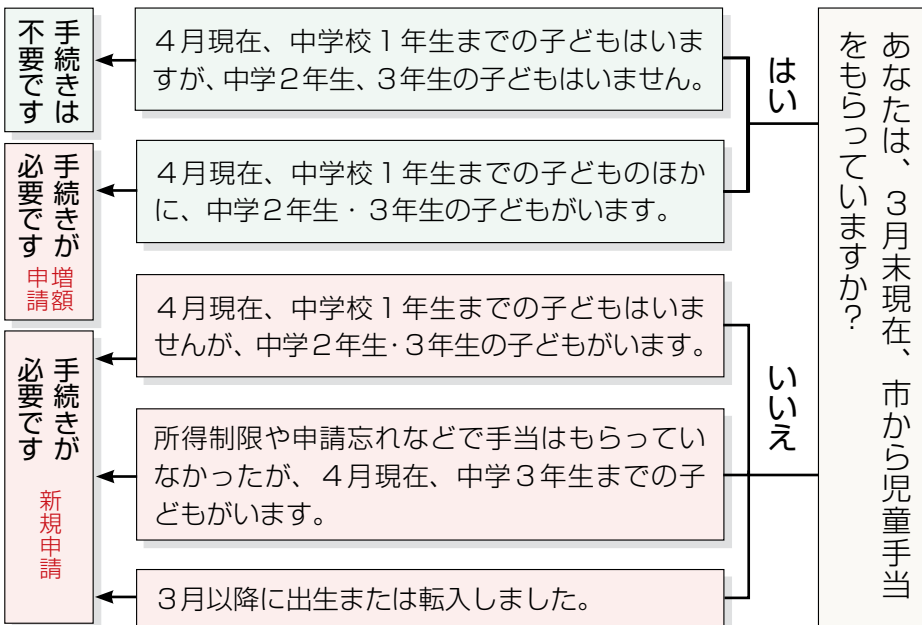


「子ども手当」とは、次代の社会を担う子ども一人ひとりの成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに、中学校3年生までの子どもを対象に支給するものです。

児童手当から「子ども手当」への変更点

児童手当		子ども手当	
対象児童	小学校6年生まで	中学校3年生まで	
支給額 (月額)	【3歳未満】 一律 10,000円 【3歳以上】 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円	<b>一律 13,000円</b>	
支給日	6月、10月 翌年2月	平成23年3月までの支給額です。	
現況届	毎年6月	変更なし（6月については、児童手当〈2月、3月分〉と子ども手当〈4月、5月分〉が併せて支給されます。）	
所得制限	あり	変更なし（6月以降に、別途通知します。）	
寄付制度	なし	なし	
		あり（手当の全額もしくはその一部を市に寄付することができます。）	

これまでの児童手当に代わり  
**子ども手当**  
が支給されます



**注意** ① 3月中に出生・転入をされた方で、3月中に児童手当の申請を済ませた人は、子ども手当の申請は不要となります。ただし、その申請時において、子どもの中に中学校1年生、2年生がいた場合には、4月以降にその子どもにかかる子ども手当の申請が必要になります。

**注意** ② 4月以降に出生・転入をされた人は、出生・転入（転出予定日）の翌日から数えて15日以内に子ども手当の申請をしてください。手続きが遅れますと手当がもらえない月が発生する場合があります。

※掲載内容は、3月12日時点での「子ども手当法案」（国会において審議中）をもとに作成しています。今後の審議の状況によっては法案に修正等が生じることも考えられますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ	こども課	内線256
関城支所総合窓口課	(☎ 37-6111)	
明野支所総合窓口課	(☎ 52-1111)	
協和支所総合窓口課	(☎ 57-2511)	



# 医療福祉費 はぐくみ医療費 支給制度のお知らせ

問い合わせ

医療保険課  
内線240

## 申請の方法

### ■申請場所

子ども課又は各支所総合窓口課

### ■申請期間

4月12日(月)から

土日祝日除く

午前8時30分～午後5時15分

## 医療福祉費受給資格の拡大

医療福祉費受給資格が4月1日から次のとおり拡大されます。

①肝機能障害により身体障害者手帳3級を取得した人

②両親のいない18歳未満の子を養育している配偶者のいない祖父母等で、後期高齢者医療制度に加入している人

※医療福祉費支給制度は申請が必要となりますので、該当すると思われる人は問い合わせてください。

※4月現在、中学2、3年生のお子さん

さんがいる人や、3月末現在、所得制限や申請忘れにより児童手当をもらっていないかった人は、9月30日(木)までに申請していただくと4月に遡って手当を受けることができます。申請が10月以降になると、4月に遡って手当を受けることができませんのでご注意ください。

## 医療福祉費・はぐくみ医療費受給資格の修了

今年4月から小学校へ入学するお子さんのうち、乳幼児医療福祉費・乳幼児はぐくみ医療費を受給しているお子さんは、平成22年3月31日をもって受給資格が終了しますので、現在お持ちの受給者証は有効期間終了後に処分してください。

※今年4月から小学校へ入学するお子さんのうち、ひとり親家庭のお子さんには、4月から対象となる「ひ

ませんのでご注意ください。

■新規申請の場合……印鑑、保険証のコピー(厚生年金加入者のみ)、通帳(ゆうちよ銀行除く)

■増額申請の場合……印鑑

※保険証、通帳は、お子さんのものではなく、申請者(生計の中心者である父親もしくは母親等)のもの。

とり親マル福の受給者証」を郵送します。

## 医療福祉費受給者証・はぐくみ医療受給者証の有効期限

平成22年度の国民健康保険被保険者証交付に伴い、「医療福祉費受給者証」又は「はぐくみ医療費受給者証」の有効期限よりも、「国民健康保険被保険者証」の有効期限が以前の場合、「国民健康保険被保険者証」の有効期限が優先されます。